(2)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合　〇・六二五ミリワット

(3)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合　〇・三一二五ミリワット

(4)　占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合　〇・一五六二五ミリワット

リ　最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

(1)　占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合　一〇ミリワット

(2)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合　五ミリワット

(3)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合　二・五ミリワット

(4)　占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の場合　一・二五ミリワット

ヌ　隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）二〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz及び一六〇MHz離れた周波数の（±）四〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値